

# 小金井市職員採用試験実施要項

(令和6年度採用 児童厚生員及び学童保育指導員)

令和5年12月

小金井市

## 1 試験区分・受験資格・採用予定人数

試験区分	受験資格	採用予定人数	採用予定日
児童厚生員及び学童保育指導員A (中級職)	平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、保育士、社会福祉士、幼稚園教諭、学校教諭のいずれかの資格を有する方(令和6年3月末までに交付又は取得見込みの方を含む。)	若干名	令和6年4月1日
児童厚生員及び学童保育指導員B (中級職)	昭和53年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方で、保育士、社会福祉士、幼稚園教諭、学校教諭のいずれかの資格を有し、当該資格を要する業務の実務経験が令和6年3月31日現在、 <u>3年以上ある方(※)</u>	若干名	

(※) 詳細は「職務経験に関する注意事項」を参照ください。

- ◎ 国籍は問いません。
- ◎ 受験資格については、令和6年4月1日時点で、資格要件を満たすことができない場合は採用されません。
- ◎ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する人は、受験できません。
  - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (2) 小金井市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ◎ 障がいにより受験上の配慮を希望する方は、申込時に職員課までご連絡ください。
- ◎ 試験区分の職種(児童厚生員及び学童保育指導員A並びに児童厚生員及び学童保育指導員B)で採用された場合であっても、他の職種にて勤務していただく場合があります。

### ※ 職務経験に関する注意事項

- (1) 実務経験の年数については、保育士、社会福祉士、幼稚園教諭、学校教諭のいずれかの資格を有し、当該資格を要する業務従事歴が必要です。また、週当たり30時間以上従事した期間が対象となります。ただし、パート・アルバイトは除きます。
- (2) 上記の要件を満たす実務経験が複数ある場合は、1つの職において2年以上継続して就業した期間に限り、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、

いずれか一方の期間について通算することができます。

- (3) 最終合格者については、職務経験期間及び職務内容確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。

## 2 試験の日程・科目

### (1) 第1次試験

ア 日時 令和6年1月28日（日）午前9時30分集合

イ 会場 小金井市役所本庁舎第一会議室

ウ 試験科目

職 種	試 験 科 目
児童厚生員及び学童保育指導員	教養試験（120分）、適性検査（20分）

エ 科目別出題分野

科 目	出 題 分 野 等
教養試験	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
適性検査	性格的な面から資質を測定する検査

- ◎ 教養試験の出題範囲は短期大学卒業程度となります。
- ◎ 適性検査の結果は、面接試験の参考資料として使用します。

### (2) 第1次試験後の日程

	第1次試験 合格発表	第2次試験 実施日	第3次試験 実施日
日程	2月上旬 (予定)	2月中旬 (予定)	2月下旬 (予定)

- ◎ 最終合格発表の時期については、3月上旬頃を予定しています。

### (3) 第2次試験以降の実施内容

ア 第2次試験は、第1次試験合格者に対して個別面接試験（第1回）を行います。

イ 第3次試験は、第2次試験合格者に対して個別面接試験（第2回）を行います。

## 3 採用の方法

- (1) 合格者は、原則として令和6年度小金井市職員採用候補者名簿に登載され、令和6年4月1日以降欠員等の状況により逐次採用されます。ただし、欠員等の状況に応じて、令和5年度内での採用となる場合があります。

- (2) 名簿登載期間は原則として1年です。登載後1年を経過しても採用されないときは、失格となります。

**【注意】** 最終合格者が、受験資格要件に該当しないことが発覚した場合は、当該合格は取消しとなります。また、選考において提出していただいた書類の記載事項に虚偽があった場合は、職員として採用される資格を失う場合があります。

## 4 待遇

### (1) 給与

試験区分	初任給
中級職	月額 約 186,875円 (短期大学新卒の場合、地域手当含む。)

ア 令和5年12月1日現在の金額です。ただし、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところとなります。

イ このほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。ただし、採用前に条例改正等があった場合は、その定めるところとなります。

ウ 学校卒業後に職歴等がある方は、一定の基準により加算される場合があります。**ただし、正規の社員・職員以外の職歴（契約社員・派遣社員・非常勤嘱託職員・アルバイト等）は初任給の加算対象にはなりません。**

### (2) 勤務時間・休暇

勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで (週の勤務時間は38時間45分)	勤務時間・休日については、配属先によって異なる場合があります。
休日	完全週休2日制（土・日以外の曜日を休日として指定される場合があります。）	
休暇	年次有給休暇（4月1日採用の場合は20日）、夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇、産前産後休養、育児休業、部分休業、介護休暇、ボランティア休暇等があります。	

## 5 受験手続

(1) 受付方法 **郵送受付のみ《注意》必ず簡易書留郵便にて、郵送をお願いいたします。**

(2) 受付期間 **令和5年12月15日（金）から令和6年1月15日（月）まで（必着）**

(3) 提出書類 **ア 小金井市職員採用試験申込書**

**イ 受験票**

**ウ 返信用封筒2通（縦23.5cm×横12cmの封筒（長形3号）に84円切手を貼付し、返信先を明記すること。）**

**エ 資格を証明するものの写し**

(4) 送付先 〒184-8504 東京都小金井市本町6-6-3

小金井市役所 総務部職員課人事研修係

◎ 採用試験申込書及び受験票には、最近3か月以内に撮影した縦4cm×横3cmの写真（上半身脱帽正面向き）を貼付してください。

◎ 障がい等により、採用試験申込書及び受験票の記入について、自筆が困難な方は、事前に問合せ先（職員課）までご連絡ください。

**《注意》 提出書類及び申込書等の記載事項に不備があった場合は、受験ができない場合がありますので、提出前に十分ご確認ください。**

## 6 その他

(1) 第2次試験の合格者には、卒業（見込み）証明書の写しを提出していただきます。

- (2) 申込みに関する提出書類は、一切お返ししません。
- (3) 日本国籍を有しない方は、申込書類を提出する際に在留資格及び在留期間が確認できる書類を持参してください。
- (4) 申込人数については確定次第、市のホームページ上で公表いたします。

## 7 問合せ先

小金井市総務部職員課人事研修係（小金井市役所本庁舎 1 階）

〒184-8504 小金井市本町 6-6-3

電話番号 042-387-9808 F A X 042-384-6426

メール s020399@koganei-shi.jp

市ホームページアドレス <https://www.city.koganei.lg.jp>